以下は、令和４年９月14日現在の対応です。よろしくお願いします。

妙高市立新井南小学校

**濃厚接触者として特定された児童生徒の保護者様**へ

**【濃厚接触者の待機期間について】**

○一般的には、濃厚接触者の待機期間５日です。

※最終接触日（陽性者と最後に接触した日）を０日として、５日間待機。（６日目に待機解除）

・家庭感染等で濃厚接触者となった場合 → 保健所から指示された期間を優先してください。

・学校感染で濃厚接触者となった場合　 → 学校から指示された期間を優先してください。

※学校では、原則として濃厚接触者の特定はしません。学校内の陽性者と濃厚接触と考えられる接触があり、感染が疑われる場合は、家庭に連絡します。これにより、本人や家族の意向で登校を控える場合には、出席停止扱いとします。（濃厚接触の疑いであり、濃厚接触者として扱いません）

※学校で、感染防止対策が徹底できていない場合は、濃厚接触者を特定します。

**【濃厚接触者に特定された児童生徒の登校・登園への出席停止期間について】**

○濃厚接触者に特定された場合、自宅待機期間短縮が可能となる場合があります。

・濃厚接触者が、自宅待機期間２日目及び３日目に抗原検査キット（薬事承認※１されたもの）で陰性が確認された場合、３日目から解除が可能となります。

・学校・園からは、待機期間短縮を積極的に働きかけることは致しませんので、待機期間短縮を希望される場合は、学校・園にその旨申し出ていただく必要があります。

（２・３日目に用いた抗原検査キットの薬事承認を確認させていただきます※２）

また、待機期間を短縮した場合でも７日間の健康観察期間は必要です。

※１ 厚生労働省ＨＰ参照（<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html>）

※２ 抗原定性検査キットを用いた待機期間の短縮は、家庭にて自主的に行うものであり、学校や園から検査キットを支給することはありません。（自主購入となります）

○学校以外から濃厚接触者に特定された場合でも自宅待機期間短縮はできますが、「（同一世帯内の場合）陽性者以外の家族全員に症状がないこと」、「（同一世帯内の場合）、住居内で感染防止対策が徹底できていること」を短縮条件に加えます。

**【濃厚接触者の外出の自粛について】**

○濃厚接触者は指定された期間、原則、自宅待機となります。

○できるだけ外出自粛をお願いします。（学校、社会体育や習い事などは、控えてください。食料品等買い出しなど必要最小限の外出を行うことは可能です）

（裏面あり）

**【健康観察の実施について】**

○毎日、朝・夕の体温測定を行ってください。

○呼吸器症状(咳、喉の痛み、呼吸苦など)がないか確認してください。

○毎日、健康観察シートに記入してください。

**【当校を再開する際に提出していただく文書】**

①登校届（「学校での感染発生に伴う濃厚接触者用」又は「家庭等感染者発生に伴う濃厚接触者用」）

②健康観察シート

　上記①②は、新井南小学校のホームページよりダウンロードできます。プリントアウトしてご記入ください。プリントアウト等ができない場合は、ご家族（陽性者・濃厚接触者・風邪症状のある方は不可）が、用紙を学校に取りに来てください。

**【待機期間中に体調が悪くなったときの対応について】**

○発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をしてください。

①平日（8：30～17:15）上越保健所　025－524－6134

②夜間･休日　県新型コロナウイルス受診･相談センター　025-256-8275

③容体が急変した場合：必ず電話をして救急外来受診または、救急車　119

不明な点は、上越保健所医薬予防課　025－524－6134　まで問い合わせください。

**【濃厚接触者の特定を受けた場合の同居家族への制限】**

○保護者等（大人）への制限

　・児童生徒が濃厚接触者に特定されても、学校から行動制限を指示することはありません。

（ただし、保護者の勤務先によって対応が異なるかと思いますので、各自の勤務先にお問い合わせください）

○児童生徒の学校への登校制限

　・家庭内で濃厚接触者に特定された方が出た場合でも、濃厚接触者と同居する児童生徒に症状がない場合に限り、市内保育園・こども園、小・中学校、特別支援学校への登校・登園制限を行いません。ただし、家庭にて検温等の体調管理は継続的に行い、体調に変化があった場合には医療機関にかかるなど、適切な対応をお願いします。児童生徒本人や家族の意向により登校を控える場合は、出席停止扱いとします。

　・児童生徒が、県立学校（高校等）に通っている場合も同様と考えられますが、学校の指示に従ってください。（県立学校についても同様の通知が出ています）

**【自宅待機期間の過ごし方】**

○感染拡大防止に努めた生活をお願いします。

－例－　・他の同居者との部屋を分ける。　　　 ・家の中でもマスクを着用する。

・こまめに手洗い、定期的に換気する。 ・汚れた衣類は洗濯し、完全に乾かす。

　　　・手の触れる共用部分(ドアの取っ手、ノブなど)をこまめに消毒する。

・ゴミは密閉して捨てる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など